

小川町蓄電池設備の適正な設置及び管理に関する要綱

（令和 8 年 7 月 1 7 日）
告示第 9 9 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、町内に設置される電力系統の安定化や再生可能エネルギーの導入拡大などに寄与する蓄電池設備の適正な設置管理及び自然環境と景観保全に関する必要事項を定めることにより、地域との調和、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定蓄電池設備 電力を一時的に貯蔵し、貯蔵した電力を放出する機能を有する蓄電池及びその附属設備（電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物（発電、送電に係るものを除く。））のうち、次のいずれかのものとする。

ア 系統用蓄電池設備 構外から伝送される電力を構内に設置した蓄電池設備により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数で更に構外に伝送する設備（同一の構内において発電設備、変電設備又は需要設備と電氣的に接続されているものを除く。）

イ 再エネ併設型蓄電池設備 小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例（令和 4 年 3 月 7 日小川町条例第 1 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する太陽光発電設備から伝送される電力等を貯蔵し、構外に伝送する蓄電池設備

(2) 特定蓄電事業 次に掲げる事業をいう。

ア 特定蓄電池設備の設置（設置に伴う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含む。）に関する事業

イ 特定蓄電池設備の運用管理に関する事業

ウ 特定蓄電池設備の撤去及びその他の特定蓄電池設備の廃止に伴って必要となる措置等に関する事業

(3) 特定蓄電事業者 町内において特定蓄電事業を実施し、又は実施

しようとする者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(4) 事業区域 特定蓄電事業の用に供する町内の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）の区域をいう。

(5) 近隣関係者 町内において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 事業区域の境界線に接する土地を所有する者又は当該土地に存する建物の所有者及びこれらについて使用することができる権原を有する者

イ 事業区域の属する行政区等に居住する者

ウ 特定蓄電事業の実施に伴い生活環境等に一定の影響等を受けると認められる者及び事業区域が活動範囲に含まれる者

（町の責務）

第3条 町長は、第1条に定める目的を達成するため、この要綱の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（特定蓄電事業者の責務）

第4条 特定蓄電事業者は、特定蓄電事業の実施にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。また、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講じるとともに、近隣関係者の意見を尊重し、近隣関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 特定蓄電事業者は、自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態（以下「災害等」という。）により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、町その他関係機関と速やかに協議し、早急に対処するとともに、近隣関係者に周知しなければならない。

3 特定蓄電事業者は、特定蓄電事業の実施に起因して苦情が寄せられたとき又は紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

4 特定蓄電事業者は、蓄電池設備の適正な設置、維持管理及び撤去に要する費用等を確保しなければならない。

（土地の所有者等の責務）

第5条 土地の所有者及びこれについて使用することができる権原を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、災害等の発生を助長し、又

は自然環境若しくは生活環境を著しく害するおそれがある特定蓄電事業者に対し、当該土地を特定蓄電事業の用に供させることのないよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、特定蓄電事業に起因して災害等が発生し、又は生活環境が悪化しないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

（適用範囲）

第6条 この要綱の規定は、町内で実施される全ての特定蓄電事業に適用する。

（事前協議）

第7条 特定蓄電事業者は、第10条の規定による届出をしようとするときは、「特定蓄電池設置計画事前協議書（様式第1号）」により町長と協議しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による協議を実施したときは、特定蓄電事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 3 特定蓄電事業者は、第1項に変更が生じた場合には、その旨を記載した資料等を添付し、町長と協議しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。
- 4 町長は、第1項又は前項の規定による協議時に特定蓄電事業者から提出された資料等について、公開するものとする。

（事業計画標識の掲示）

第8条 特定蓄電事業者は、近隣関係者に特定蓄電事業の計画を公開及び周知するため、前条に規定する事前協議後の公開から第12条の規定による届出をするまで、事業区域内の公衆の見やすい場所に「特定蓄電池設置計画のお知らせ（様式第2号）」で定める標識を掲示しなければならない。

- 2 特定蓄電事業者は、事業内容を変更しようとするときは、前項の規定により設置した標識に変更する内容を掲示しなければならない。
- 3 特定蓄電事業者は、第1項の規定により標識を設置したとき又は前項の規定により標識の掲示内容を変更したときは「標識（設置・掲示内容変更）届出書（様式第3号）」により、町長に届け出なければならない。

（近隣関係者への説明等）

第9条 特定蓄電事業者は、次条第1項に規定する届出をしようとするとき

きは、近隣関係者に対し、次条第1項に規定する「特定蓄電事業計画書（様式第6号）」に記載した説明方法、説明時期等に沿って、事業計画の内容について説明会の開催その他の方法により説明等を行わなければならない。

- 2 特定蓄電事業者は、近隣関係者に対する説明会等を開催しようするときは、開催日の30日前までに「説明会等実施予定報告書（様式第4号）」により、町長に報告しなければならない。
- 3 特定蓄電池設備の蓄電池出力又は蓄電池容量の増加を伴う変更を計画している場合は、近隣関係者に対し、説明会の開催その他の方法により説明等を行わなければならない。
- 4 特定蓄電事業者は、前3項の説明等を行うに当たっては、当該事業計画の内容について近隣関係者の十分な理解が得られるよう努めなければならない。
- 5 近隣関係者は、説明会等を開催した特定蓄電事業者に対し、特定蓄電事業に関する計画について意見を申し出ることができるとともに、地域との調和、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全に関する必要な事項について、特定蓄電事業者に合意又は協定（以下「協定等」という。）を求めることができる。
- 6 特定蓄電事業者は、前項の規定に基づく近隣関係者からの意見に対し誠意をもって対応するとともに、協定等の締結を求められたときは、協定等を実施し、当該協定書の写しを町長に提出するものとする。
- 7 特定蓄電事業者は、説明会等を開催したときは、その結果を「説明会等結果報告書（様式第5号）」により町長に届け出なければならない。
- 8 町長は、第2項及び前項の規定により特定蓄電事業者から報告を受けたときは、その内容を公開するものとする。

（事業計画の届出）

第10条 特定蓄電事業者は、町内において特定蓄電池設備の設置に関する事業を開始しようとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、前条第1項及び第3項の説明会等の状況を記録した書類及び特定蓄電池設備の設置に関する事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容を「特定蓄電事業計画書（様式第6号）」により町長に届け出なければならない。

- 2 特定蓄電事業者は、前項の規定による届出に係る特定蓄電池設備の設置に関する事業をその完了前に廃止したときは、当該廃止の日の翌日から起算して10日以内に、その旨を「事業計画変更等届（様式第7号）」により町長に届け出なければならない。
- 3 特定蓄電事業者は、第1項の規定により届け出た事項に変更があったときは、当該変更の日の翌日から起算して10日以内に、変更した内容を「事業計画変更等届（様式第7号）」により町長に届け出なければならない。
- 4 第2項及び前項において、特定蓄電事業者は、変更した内容を、近隣関係者に対し周知しなければならない。
- 5 町長は、届出を受けた事業が他の町村の区域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。
- 6 特定蓄電事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した場合には、承継した者は「特定蓄電事業計画書（様式第6号）」により町長に届け出なければならない。ただし、承継前の事業者が第1項に規定する「特定蓄電事業計画書（様式第6号）」及び次条第1項に規定する「特定蓄電池設備設置工事着手届（様式第8号）」を届け出ており、かつ工事に着手している場合はこの限りではない。

（工事着手の届出）

- 第11条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の設置に関する事業に係る工事に着手しようとするときは、工事着手の前までに、工事着手の旨及び近隣関係者への説明等の状況等を「特定蓄電池設備設置工事着手届（様式第8号）」により町長に届け出なければならない。
- 2 特定蓄電事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、当該変更の日の翌日から起算して10日以内に、変更した内容を「事業計画変更等届（様式第7号）」により町長に届け出なければならない。
 - 3 特定蓄電事業者からその地位を承継した者は、承継した時点において、承継前の事業者によって工事に着手している場合に限り、その旨を「事業計画変更等届（様式第7号）」により町長に届け出なければならない。
 - 4 特定蓄電事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継

した場合には、承継した者は「特定蓄電池設備設置工事着手届（様式第8号）」により町長に届け出なければならない。ただし、承継前の事業者が届け出ており、かつ工事に着手している場合はこの限りではない。

（設置完了の届出）

第12条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の設置に関する事業が完了したときは、当該完了の日の翌日から起算して20日以内に、その旨を「特定蓄電池設備（設置完了・運用開始）報告書（様式第9号）」により町長に届け出なければならない。

（運用開始の届出）

第13条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の運用管理に関する事業を開始しようとするときは、当該特定蓄電池設備の運用管理に関する事業の開始前に、運用管理計画等を「特定蓄電池設備（設置完了・運用開始）報告書（様式第9号）」により町長に届け出なければならない。

2 特定蓄電事業者は、その地位を承継した場合などを含め、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、当該変更の日の翌日から起算して10日以内に、変更した内容を「事業計画変更等届（様式第7号）」により町長に届け出なければならない。

（運用終了の届出）

第14条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の運用を終了したときは、当該終了の日の翌日から起算して10日以内に、その旨を「特定蓄電池設備運用終了届（様式第10号）」により町長に届け出なければならない。

（設備撤去完了の届出）

第15条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の撤去が完了したときは、当該完了の日の翌日から起算して10日以内に、その旨を「特定蓄電池設備撤去完了届（様式第11号）」により町長に届け出なければならない。

（報告の徴収等）

第16条 町長は、この要綱の施行に必要な限度において、特定蓄電事業者及び特定蓄電事業者であった者（以下「特定蓄電事業者等」という。）に対し、特定蓄電事業に関する必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（指導及び助言）

第17条 町長は、災害の発生の防止又は自然環境若しくは生活環境の保

全を図るために必要があると認めるときは、特定蓄電事業者等に対し、必要な措置をとることを指導し、又は助言することができる。

(勧告)

第18条 町長は、特定蓄電事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定蓄電事業者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第9条第1項及び第3項に規定する説明等を行わないとき。
- (2) 第10条から第15条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第16条の規定による報告若しくは提出をせず、又は虚偽の報告若しくは提出をしたとき。
- (4) その特定蓄電事業によって、災害の発生が予測されるとき、又は自然環境若しくは生活環境が著しく害されるおそれがあるとき。

(公表)

第19条 町長は、前条の規定による勧告を受けた特定蓄電事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、特定蓄電事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる特定蓄電事業所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ特定蓄電事業者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

第20条 町長は、前条第1項の規定に基づく公表後、公表内容及び公表の事実を国又は県へ報告することができる。

(委任)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 第7条から第16条までの規定は、この要綱の施行の日以後に、工事に着手する事業について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に工事に着手してい

る事業者については、第 10 条から第 16 条までの規定を適用する。この場合において、町長は事業者に対して、第 7 条及び第 9 条第 1 項の規定に関する届出の協力を求めることができる。

- 4 第 2 項の規定にかかわらず、既に特定蓄電事業を実施している事業者について、第 12 条から第 16 条までの規定を適用する。この場合において、町長は事業者に対して、第 7 条及び第 9 条から第 11 条第 1 項までの規定に関する届出の協力を求めることができる。